

平成28年8月8日

株主各位

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地  
クラウドゲート株式会社  
代表取締役社 藤田 一郎

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

### 決 議 事 項

- 第1号議案** 当社と株式会社日本創発グループの株式交換契約承認の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
これにより、平成28年9月10日（土）を効力発生日として、株式会社日本創発グループを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたします。
- 第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

## 株式交換に伴う株式の取扱いに関するご案内

当社は、本日開催の臨時株主総会において、株式会社日本創発グループ（以下「日本創発」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社として株式交換を行うことを決議いたしました。

つきましては、株式交換により日本創発が当社の発行済株式の全部を取得する時点（平成28年9月10日をいい、以下「効力発生日」といいます。）の直前（以下「基準時」といいます。）における当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有する当社株式1株につき、日本創発の普通株式4株の割合をもって割当て交付することになります。

株式交換の効力発生日前後の株式のお取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申しあげます。

### 1. 日本創発株式の割当て方法

基準時の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、ご所有の当社株式1株につき、日本創発の普通株式4株の割合をもって割当ていたします。

#### （ご参考）

現在のご所有株式に対し、日本創発の株式がどの様に割当てられるかについては、次の例をご参照下さい。

#### ＜例＞100株ご所有の場合

割当比率の4を乗じると、日本創発の普通株式400株が割当てられます。

#### （ご注意）

株式交換により当社の株主の皆様へ交付される日本創発の株式は、1単元が100株です。従いまして、100株の整数倍が売買単位となり、100株未満の株式は証券取引所での売買はできません。なお、単元未満の株式については、所定の手続きにより買取請求または買増請求することができます。

### 2. 割当て交付された日本創発株式のお取扱い

日本創発の株式の割当て結果につきましては、平成28年8月9日発送予定の「株式交換に伴う株式会社日本創発グループ株式交付にかかる口座通知取次請求のお願い」をご覧ください。

### 3. 当社への買取請求について

#### (1) 当社の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成28年8月19日（金）～ 平成28年9月9日（金）	会社法第785条第1項の規定に基づき、本株式交換に反対し、かつ、当社株式の買取りを請求される株主様は、左記の期間までに、当社に対して書面により <u>その旨及び株式買取請求者（株主）の氏名または名称、住所、株式買取請求に係る株式の数、買取請求者の株主番号</u> を当社までご通知ください。

(2) 「日本創発」の単元未満株式（100株未満）の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成28年 9月12日（月）から	日本創発の株式取扱規程に基づき、お取扱いいたします。お取引の証券会社等の所定の用紙にてご請求下さい。

**4. 単元未満株式の買増請求について**

(1) 当社の単元未満株式の買増請求

当社では、単元未満株式の買増制度を導入しておりません。

(2) 「日本創発」の単元未満株式（100株未満）の買増請求

年 月 日	買増請求のお取扱い
平成28年 9月12日（月）から	日本創発の株式取扱規程に基づき、お取扱いいたします。お取引の証券会社等の所定の用紙にてご請求下さい。

ご不明の点は、下記の株主名簿管理人までお問合せください。

(1) 株式会社日本創発グループ株式交付に関する事項

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 東京都江東区東砂七丁目10番11号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

お問い合わせ先 0120-434-696

(2) 当社への買取請求の書面の郵送先

郵送先 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町一丁目九番地  
第7東ビル 8階

クラウドゲート株式会社 管理部

以上